

目 次

第1章 総則（第1条～第9条）
第2章 本給（第10条～第18条）
第3章 給与の特例等（第19条～第22条）
第4章 諸手当（第23条～第38条の2）
第5章 雑則（第39条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学就業規則（2004年規程第2号。以下「就業規則」という。）第39条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類、支給日及び計算期間）

第2条 職員の給与の種類、支給日及び計算期間は、次表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給与の支給日	給与の計算期間
（1）本給 （2）本給の調整額、管理職手当 初任給調整手当、扶養手当 地域手当、住居手当 通勤手当、単身赴任手当 義務教育等教員特別手当 給与調整額、職務付加手当 長期在宅手当	その月の17日	一の月の初日から末日まで
特殊勤務手当（公開講座開講 手当を除く。） 超過勤務手当 休日給	翌月の17日	一の月の初日から末日まで
特殊勤務手当（公開講座開講 手当）	一の公開講座の末日が属する月 の翌月の17日	一の公開講座の初日から末日まで
期末手当 勤勉手当	6月30日 及び 12月10日	12月2日から6月1日まで 6月2日から12月1日まで

備考 給与の支給については、支給日が日曜日に当たるときは、その前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、その前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、その翌日に支給する。

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、原則として、職員が希望した場合は、その指定する預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（給与の計算）

第4条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職した場合には、その日までの本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

5 本給以外の諸手当の本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額（第38条第5項の給与調整額の本項の適用については学長が必要であると認めたものに限る）及び職務付加手当の支給については前各項の例により支給する。

（給与の即時払）

第5条 職員が各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

一 退職（死亡を含む。）したとき

二 解雇されたとき

（非常時払）

第6条 本人又はその収入によって生計を維持する者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ本人から請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず、当該請求があつた日までの給与をすみやかに支払う。

一 結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

二 病気又は災害の費用にあてるとき

三 帰郷費用にあてるとき

四 その他特に必要と認めたとき

（1時間当たりの給与額）

第7条 勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給の調整額、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額（第38条第5項の給与調整額の本項の適用については学長が必要であると認めたものに限る）、職務付加手当及び長期在宅手当の月額の合計額を155で除して得た額（以下、この項において「基礎時給額」という。）とする。ただし、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）における勤務1時間当たりの給与額は基礎時給額に100分の125を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が特殊勤務手当の支給される作業又は業務に該当する場合（教員特殊業務手当については、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に限る。）は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（その額を8で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

（端数の処理）

第9条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 本給

（本給）

第10条 本給は、本給表に定める級号俸の本給月額とする。

2 本給表に定める最高の号俸を超えて決定する場合の号俸及び本給月額については、学長が定める。

（本給表の種類及び適用範囲）

第11条 本給表の種類及び各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

一 一般職本給表

イ 一般職本給表（一） 別表第 1

ロ 一般職本給表（二） 別表第 2

二 教育職本給表

イ 教育職本給表（一） 別表第 3

ロ 教育職本給表（二） 別表第 4

ハ 教育職本給表（三） 別表第 5

三 医療職本給表

イ 医療職本給表（二） 別表第 6

ロ 医療職本給表（三） 別表第 7

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを本給表に定める職務の級に分類し、標準的な職務の内容は学長が定める。

3 就業規則第 5 6 条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員の欄に掲げる職務の級に応じた本給月額とする。

（初任給）

第 1 2 条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮する。

2 初任給の決定方法については、学長が定める。

（昇進）

第 1 3 条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により 1 級上位の級に昇進させることができる。

（降格）

第 1 4 条 就業規則第 1 0 条第 1 項に該当した場合は、下位の級に降格させることができる。

2 就業規則第 1 0 条の 2 又は第 1 0 条の 3 第 2 項による降任の場合は、降任後の職務に応じ、下位の級に降格させる。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第 1 5 条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

（本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第 1 6 条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

（昇給）

第 1 7 条 職員の昇給は、毎年 1 月 1 日に同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を 4 号俸（医療職俸給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び医療職俸給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものにあつては、3 号俸）とすることを標準とする。

3 5 5 歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあつては、5 7 歳）を超える職員、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上である職員及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員における第 1 項の規定による昇給については、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級の最高の号俸を超えて行うことができない。

第 1 8 条 （削除）

（休職者の給与）

第19条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額《労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額》を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、本給、本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下「本給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、本給等の100分の80を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等（期末手当を除く。）の100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 職員が就業規則第14条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の70以内を支給することができる。

7 職員が就業規則第14条第1項第5号の規定に基づき休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の100以内を支給することができる。

8 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（サバティカル制度の給与）

第19条の2 職員が就業規則第23条第1項の規定によるサバティカル制度により職務を免除されているときは、その期間中、本給等及び勤勉手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

（長期研究・長期研修制度の給与）

第19条の3 職員が就業規則第22条の2の規定による長期研究・長期研修制度により職務を免除されているときは、その期間中、本給等及び勤勉手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

（育児休業等の給与）

第20条 育児休業等をしている職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。

一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

二 育児休業をしている職員のうち、第34条及び第35条に規定する基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員については、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

三 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間に応じ、学長が定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。

四 育児短時間勤務職員の本給月額、その者に適用される本給表に定める本給月額のうち、その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に応じた額に、国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する規程第11条の2により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

五 職員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（介護休業等の給与）

第21条 介護休業等をしている職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 介護休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間に応じ、学長が別に定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。
- 三 介護短時間勤務職員の本給月額、その者に適用される本給表に定める本給月額のうち、その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に応じた額に、国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する規程第11条の3により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 四 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（配偶者同行休業者の給与）

第21条の2 国立大学法人愛知教育大学職員配偶者同行休業規程（2022年規程第49号）により、配偶者同行休業をしている職員（以下、「配偶者同行休業職員」という。）の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 配偶者同行休業職員のうち、第34条及び第35条に規定する基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員については、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
- 三 配偶者同行休業職員が職務に復帰した場合には、当該配偶者同行休業をした期間に応じ、学長が別に定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。

（給与の減額）

第22条 職員が勤務しないときは、特に承認があった場合を除き、その勤務しないことにつき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給及び本給の調整額の半額を減ずる。
- 3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児時間の時間数及び介護時間の時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上1時間未満の端数は30分に切り下げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

第4章 諸手当

（本給の調整額）

第23条 本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

（管理職手当）

第24条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。

（初任給調整手当）

第25条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認めた職に新たに採用された職員（教育職本給表（一）の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）に対して支給する。

（扶養手当）

第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員（再雇用職員は除く。）に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員に対しては、支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とする。

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 三 満66歳以上の父母及び祖父母
- 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

（地域手当）

第27条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、国立大学法人愛知教育大学職員給与細則（2004年細則第3号。以下「給与細則」という。）に定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、本給月額に、給与細則に定める支給割合を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第28条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国又は国立大学法人から宿舍を貸与されている職員を除く。）
- 二 第30条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国又は国立大学法人から貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めたもの

2 住居手当の月額、前項の区分に応じて給与細則に定める額とする。

（通勤手当）

第29条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当は、給与細則に定める前項の区分に応じた額とする。

（単身赴任手当）

第30条 勤務箇所を異にする異動（国立大学法人愛知教育大学職員退職手当規程（2004年規程第17号）により在職期間が通算される異動に限る。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認めた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて給与細則に定める額を加算した額）とする。

（特殊勤務手当）

第31条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 高所作業手当
- 二 入試業務手当
- 三 公開講座開講手当
- 四 幼稚園教員資格認定試験業務手当
- 五 日本留学試験業務手当
- 六 極地観測手当
- 七 削除
- 八 大学・附属学校間授業担当手当
- 九 安全衛生業務手当
- 十 教員特殊業務手当
- 十一 教育実習等指導手当
- 十二 教育業務連絡指導手当
- 十三 クロスアポイントメント手当

3 前項に規定している業務のほか、学長が認める特別な業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給することができる。

（超過勤務手当）

第32条 所定の勤務日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の労働時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額、職務付加手当及び長期在宅手当の月額合計額を155で除して得た額の100分の125（その勤務が、深夜において行われた場合及び1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150（ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175））を超過勤務手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受けている職員には支給しない。

2 前項に定める勤務した全時間は、その給与期間における勤務した時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

（休日給）

第33条 休日給は、休日に業務上の必要により勤務することを命じられた場合で、休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えていない時に、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、管理職手当の支給を受けている職員には支給しない。

一 代休を取得した時は、所定の労働時間の時間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額及び職務付加手当の月額合計額を155で除して得た額の100分の35を支給し、所定の労働時間以外の時間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき同条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が、深夜において行われた場合は100分の160、前条の規定に該当する勤務と合わせて、1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150（ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175））を休日給として支給する。

二 代休を取得しない時は、勤務を命ぜられた全時間に対して、勤務1時間につき、本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額及び職務付加手当の月額合計額を155で除して得た額の100分の135（その勤務が、深夜において行われた場合は100分の160、前条の規定に該当する勤務と合わせて、1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150（ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175））を休日給として支給する。

2 前項に定める休日に勤務した全時間は、その給与期間における勤務した時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

（期末手当）

第34条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び第35条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職（死亡を含む。）した職員についても同様とする。

（勤勉手当）

第35条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1ヶ月以内に退職（死亡を含む。）した職員についても同様とする。

（義務教育等教員特別手当）

第36条 義務教育等教員特別手当は、附属学校に勤務する教育職員に8,000円を超えない範囲内で支給する。

（教職調整額）

第37条 （削除）

（給与調整額）

第38条 給与調整額は、次の各項に従い給与の支給額を調整する。

2 国立大学法人愛知教育大学職員採用等に関する規程第3条により、公立学校の教員から人事交流により採用となった附属学校に勤務する教育職員に対し、人事交流元の給与に関する条例及び規則等による管理職手当及び地域手当の支給額との差額を補填する。

3 前項に該当する職員のうち、人事交流元の給与に関する条例及び規則等による本給月額が、本学で決定された級の最高号俸の本給月額を超える職員については、その差額を前項の給与調整額に加算する。

4 附属幼稚園に勤務する教育職員に対しては、前二項による給与調整額の他に、月額11,000円の給与調整額を支給する。

5 学長は、職員に対し、特別の事情によりこの規程によることができないとき、又は著しくこの規程が不適當であると認めるときは、経営協議会及び役員会の承認のうえ、給与調整額として支給できる。

（職務付加手当）

第38条の2 職務付加手当は、職員のうち、著しく負担のかかる職務を付加された者に、その付加された職務に応じて支給する。

（長期在宅手当）

第39条 3ヶ月以上継続して1ヶ月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間全部を在宅勤務することを命ぜられた職員に対し月額3,000円を支給する。なお、当該職員の通勤手当について、本規程に基づき通勤状況に応じ調整する。

第5章 雑則

（実施に関し必要な事項）

第40条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、2004年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により職員となった者に係る給与等については、別に発令がなされない限り、2004年3月31日前の給与等に係る従前の取り扱いを引き継ぎ、この規程における当該各条項の適用があったものとみなす。
- 3 職員が国立大学法人愛知教育大学職員出向規程（2004年規程第5号）により、第27条に規定する地域の機関等に出向する場合には、第27条の規定にかかわらず、調整手当相当額を支給する。
- 4 就業規則第13条に規定する異動のうち、人事交流による復帰を前提とした期限付きの転籍出向（第27条に規定する地域の機関からの異動に限る。）については、第27条第3項の規定にかかわらず、調整手当相当額を支給する。
- 5 職員が文部科学省の研修生に従事する場合は、第27条の規定にかかわらず、調整手当相当額を支給する。

附 則（2004年規程第63号）

この規程は、2004年4月26日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則（2004年規程第70号）

この規程は、2004年6月15日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則（2004年規程第121号）

この規程は、2004年12月1日から施行し、2004年10月1日から適用する。

附 則（2005年規程第10号）

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2005年規程第33号）

この規程は、2005年6月1日から施行する。

附 則（2005年規程第36号）

この規程は、2005年7月4日から施行する。

附 則（2005年規程第46号）

この規程は、2005年10月24日から施行する。

附 則（2005年規程第51号）

この規程は、2005年12月12日から施行し、2005年12月1日から適用する。

附 則（2006年規程第7号）

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 2015年3月31日までの間、施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が、同日において受けていた本給月額（2010年1月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則（2010年規程第96号）第2項の適用を受ける職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

一 ２０１０年１月１日において適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの以外の職員（以下次号において「平成２１年度減額改定対象職員」という。）１００分の９９．１

二 平成２１年度減額改定対象職員以外の職員１００分の９９．３４

本給表	職務の級	号俸
一般職本給表（一）	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から２４号俸まで
	３級	１号俸から８号俸まで
一般職本給表（二）	１級	１号俸から６８号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで
教育職本給表（一）	１級	１号俸から４８号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで
	３級	１号俸から１２号俸まで
教育職本給表（二）	１級	１号俸から５２号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで
教育職本給表（三）	１級	１号俸から５２号俸まで
	２級	１号俸から４４号俸まで
医療職本給表（二）	１級	１号俸から５２号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで
	３級	１号俸から１６号俸まで
	４級	１号俸から４号俸まで
医療職本給表（三）	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から４０号俸まで
	３級	１号俸から１６号俸まで
	４級	１号俸から４号俸まで

３ 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には前項の規定に準じて本給を支給する。

４ ２０１０年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１７条第２項	４号俸	３号俸
	３号俸	２号俸
第１７条第３項	４号俸	３号俸
	３号俸	２号俸
	２号俸	１号俸

５ 前項の規定にかかわらず、２００７年１月１日における昇給の号俸数は第１７条に規定する号俸数に相当する数から１を減じて得た数に、２００６年４月１日（２００６年４月２日以降に新たに職員となった場合はその日）から２００６年１２月３１日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を１２月で除した数を乗じて得た数（１月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。なお、勤務成績が良好であると認められない職員にあっては昇給させないことができる。

- 6 職員が国立大学法人愛知教育大学職員出向規程（2004年規程第5号）により、第27条に規定する地域の機関等に出向する場合には、第27条の規定にかかわらず、地域手当相当額を支給する。
- 7 就業規則第13条に規定する異動のうち、人事交流による復帰を前提とした期限付きの転籍出向（第27条に規定する地域の機関からの異動に限る。）については、第27条第3項の規定にかかわらず、地域手当相当額を支給する。
- 8 職員が文部科学省の研修生に従事する場合は、第27条の規定にかかわらず、地域手当相当額を支給する。
- 9 第27条に規定する地域手当の月額、支給の準備が整うまでの間、本給、本給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に給与細則に定める支給割合を乗じて得た額とする。

附 則（2007年規程第14号）

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する1時間当たりの給与額は、支給の準備が整うまでの間、本給、本給の調整額、教職調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額を160で除して得た額とする。

附 則（2007年規程第69号）

この規程は、2007年12月25日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則（2008年規程第40号）

この規程は、2008年4月1日から施行し、第20条第1項第3号については、2007年8月1日から適用する。

附 則（2008年規程第103号）

この規程は、2008年12月24日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2009年規程第35号）

この規程は、2009年6月23日から施行し、2009年6月1日から適用する。

附 則（2009年規程第95号）

この規程は、2009年12月1日から施行する。ただし、別表第1（第11条関係）から別表第7（第11条関係）及び附則（2006年規程第7号）第2項の規定は2010年1月1日から施行する。

附 則（2010年規程第66号）

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2010年規程第96号）

- 1 この規程は、2011年1月1日から施行する。ただし、第33条の規定は2010年4月1日から適用する。
- 2 2018年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じる。
 - 一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第22条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規程により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から

当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第４項において「本給月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の地域手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 期末手当 第３４条に規定するそれぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額の合計額（給与細則第１４条第１項の表（１）に定める職員（再雇用職員は除く。以下この項及び次項において「表１の職員」という。）にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する表（１）に定める加算割合を乗じて得た額（同項に規定する表（２）に定める職員（以下この項において「表２の職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する表（２）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表（３）に定める割合を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（表１の職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する表（１）に定める加算割合を乗じて得た額（表２の職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する表（２）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表（３）に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 第３５条に規定するそれぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額の合計額（表１の職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給与細則第１４条第１項に規定する表（１）に定める加算割合を乗じて得た額（表２の職員にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する表（２）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。この項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る給与細則第１５条第１項に規定する学長が別に定める割合を乗じて得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（表１の職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給与細則第１４条第１項に規定する表（１）に定める加算割合を乗じて得た額（表２の職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する表（２）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。この項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る給与細則第１５条第１項に規定する学長が別に定める割合を乗じて得た額）

五 第１９条第１項から第７項まで又は第１９条の２の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第１９条第１項 前各号に定める額

ロ 第１９条第２項又は第３項第１号から第３号までに定める額に１００分の８０を乗じて得た額

ハ 第１９条第４項第１号及び第２号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第１９条第５項、第６項又は第７項第１号から第３号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第１９条の２第１号から第４号までに定める額に１００分の６０を乗じて得た額

本 給 表	職務の級
一般職本給表（一）	６級
教育職本給表（一）	５級
教育職本給表（二）	４級
教育職本給表（三）	４級

医療職本給表（二）	6 級
医療職本給表（三）	6 級

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第20条から第22条、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及び地域手当の月額の合計額を155で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を155で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

5 2010年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「2011年1月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（2011年規程第32号）

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2012年規程第15号）

この規程は、2012年2月21日から施行し、2012年1月1日から適用する。

附 則（2012年規程第41号）

この規程は、2012年6月1日から施行する。

附 則（2014年規程第11号）

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年規程第35号）

1 この規程は、2014年12月1日から施行する。

2 2015年1月1日における職員の昇給に関する規定の適用については、第17条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則（2015年規程第6号）

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

2 2018年3月31日までの間、施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額（ただし、附則（2006年規程第7号）第2項の適用により本給月額のほか、本給として支給した額を除く。）が、同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

3 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には前項の規定に準じて本給を支給する。

4 第30条に規定する単身赴任手当については、2018年3月31日までの間、同条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則（2016年規程第5号）

この規程は、2016年2月24日から施行し、2015年12月1日から適用する。

附 則（2016年規程第57号）

この規程は、2016年12月13日から施行し、2016年12月1日から適用する。

附 則（2017年規程第22号）

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。

2 第26条第1項に規定する別に定める職員は、教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものとする。

附 則（２０１８年規程第３号）

この規程は、２０１８年１月２９日から施行し、２０１７年１２月１日から適用する。

附 則（２０１８年規程第３８号）

- この規程は、２０１８年４月１日から施行する。
- 第３８条に規定する給与調整額について、施行日の前日から引き続き教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける職員にあっては、同条の規定にかかわらず、本給、本給の調整額、管理職手当、地域手当及び義務教育等教員特別手当（この項において「本給等」という。）については、施行日前に受けていた本給等の月額を支給し、採用時に遡り調整された仮定本給月額を基にした人事交流元の給与に関する条例及び規則等による本給等の支給額との差額を施行日現在で算定し、その差額を調整する。

附 則（２０１８年規程第６１号）

この規程は、２０１８年１２月２５日から施行し、２０１８年１２月１日適用する。

附 則（２０１９年規程第３８号）

- この規程は、２０１９年１２月２４日から施行し、２０１９年４月１日から適用する。ただし、第２８条の規定は、２０２０年４月１日から適用する。
- 第２８条に規定する住居手当については、２０２１年３月３１日までの間、２０２０年４月１日の前日における住居手当の月額（以下、旧手当額）が２千円を超える職員であって、２０２０年４月１日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、旧手当額から２千円を控除した額の住居手当を支給する。
 - ２０２０年４月１日以後、第２８条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 旧手当額から２０２０年４月１日以後算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２千円を超えることとなる職員

附 則（２０２１年規程第２８号）

この規程は、２０２１年３月１９日から施行し、２０２０年４月１日から適用する。

附 則（２０２２年規程第３１号）

この規程は、２０２２年４月１日から施行する。ただし、第３８条第４項については、２０２２年２月１日から適用する。

附 則（２０２２年規程第５２号）

この規程は、２０２２年６月１３日から施行する。

附 則（２０２２年規程第６６号）

この規程は、２０２２年１２月１日から施行する。

附 則（２０２３年規程第２５号）

この規程は、２０２３年１２月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の第３９条は、２０２４年４月１日から施行する。

附 則（２０２３年規程第３５号）

- この規程は、２０２３年１２月２６日から施行し、２０２３年４月１日から適用する。
- 当分の間、職員の本給月額は、当該職員が６０歳（教育職本給表（一）の適用を受ける職員については６３歳）に達した日後における最初の４月１日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。
- 前項の規定は、特定日以後の職務または業務を考慮し特に学長が認めた職員については適用しない。

- 4 附則第2項の適用を受ける職員の本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び職務付加手当（以下「対象手当」という。）の月額、当該職員に適用される対象手当の額に、それぞれ100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 5 就業規則第10条の2又は第10条の3第2項により管理監督者以外の職への降任された職員であって、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下「特定日本給月額」という。）が当該管理監督職以外の職への降任された日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額の差額を本給として支給する。
- 6 前項の規定は、特定日以後の職務または業務を考慮し特に学長が認めた職員については適用しない。
- 7 前項の規定は、本学以外の国立大学法人又は地方公共団体等において、本学の管理監督職に相当する職にあった者で、人事交流により引き続き本学の職員となった者について準用することができる。
- 8 附則第5項の規定による本給月額が支給される職員の基礎本給月額が、当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額の差額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額と当該職員の受ける特定日本給月額の差額」と読み替えて適用する。
- 9 附則第5項の規定による本給を支給される職員に対する第10条（本給）及び第27条（地域手当）の適用については、これらの規定中「本給月額」とあるのは「本給月額と、附則（2023年規程第35号）第5項の規定による基礎本給月額と特定日本給月額の差額の合計額」と読み替えて適用する。

附 則（2025年規程第9号）

- 1 この規程は、2025年1月28日から施行する。ただし、改正後の別表（第11条関係）は2024年12月1日から適用し、改正後の第28条は2025年4月1日から施行し、改正後の第26条は2026年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2024年12月1日から2025年3月31日の間、改正後の第11条の別表第1から別表第7については次の各号の別表とする。
 - 一 一般職本給表（一） 別表第1 PDF
 - 二 一般職本給表（二） 別表第2 PDF
 - 三 教育職本給表（一） 別表第3 PDF
 - 四 教育職本給表（二） 別表第4 PDF
 - 五 教育職本給表（三） 別表第5 PDF
 - 六 医療職本給表（二） 別表第6 PDF
 - 七 医療職本給表（三） 別表第7 PDF
- 3 前項各号別表から改正後の第11条各号別表への切替時における各職員の号俸の切替については学長が別途定める。

附 則（2026年規程第2号）

この規程は、2026年1月27日から施行し、2025年12月1日から適用する。

附 則（2026年規程第21号）

この規程は、2026年3月24日から施行し、2025年4月1日から適用する。

別表第1（第11条関係）一般職本給表（一）PDF

別表第2（第11条関係）一般職本給表（二）PDF

別表第3（第11条関係）教育職本給表（一）PDF

別表第4（第11条関係）教育職本給表（二）PDF

別表第5（第11条関係）教育職本給表（三）PDF

別表第6（第11条関係）医療職本給表（二）PDF

別表第7（第11条関係）医療職本給表（三）PDF

別表第1～第7（第11条関係）（Excel）

別表第1(第11条関係)一般職本給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円
再雇用職員 以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				

	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800				
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000				
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300				
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600				
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800				
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000				
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300				
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600				
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800				
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000				
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300					
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600					
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800					
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000					
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300					
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600					
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800					
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000					
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300					
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600					
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800					
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000					
	86	266, 200	305, 800	355, 700							
	87	266, 500	306, 100	356, 100							
	88	266, 800	306, 400	356, 500							
	89	267, 100	306, 700	356, 700							
	90	267, 400	307, 000	357, 100							
	91	267, 700	307, 300	357, 500							
	92	268, 000	307, 600	357, 900							
	93	268, 300	307, 800	358, 100							
	94		308, 000	358, 400							
	95		308, 300	358, 800							
	96		308, 700	359, 100							
	97		308, 900	359, 400							
	98		309, 200	359, 800							
	99		309, 500	360, 200							
	100		309, 900	360, 600							
	101		310, 100	361, 100							
	102		310, 400	361, 500							
	103		310, 700	361, 900							
	104		311, 000	362, 300							
	105		311, 200	362, 800							
	106		311, 500	363, 200							
	107		311, 800	363, 500							
	108		312, 100	363, 800							
	109		312, 300	364, 200							
	110		312, 600								
	111		313, 000								
	112		313, 300								
	113		313, 500								
	114		313, 700								
	115		314, 000								
	116		314, 400								
	117		314, 600								
	118		314, 800								
	119		315, 100								
	120		315, 400								
	121		315, 700								
	122		315, 900								
	123		316, 200								
	124		316, 500								
	125		316, 800								
再雇用職員		160, 900	190, 000	218, 500	237, 900	245, 400	256, 200	277, 800	300, 900	333, 100	357, 600

備考 この表は、事務職員及び技術職員(自動車運転手、調理師及び守衛の業務に従事する者を除く。)に適用する。

別表第2(第11条関係)一般職本給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
	47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700

48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	
94	258,100	276,200	310,600	333,300	
95	258,400	276,500	311,000	333,600	
96	258,600	276,700	311,500	333,800	
97	258,800	276,900	311,900	334,000	
98	259,100	277,200	312,300		

	99	259,400	277,400	312,600		
	100	259,600	277,700	312,900		
	101	259,800	277,900	313,200		
	102	260,100	278,100	313,600		
	103	260,400	278,400	313,900		
	104	260,600	278,700	314,300		
	105	260,800	278,900	314,600		
	106		279,100	315,000		
	107		279,400	315,400		
	108		279,600	315,600		
	109		279,900	315,800		
	110		280,200	316,100		
	111		280,500	316,400		
	112		280,700	316,600		
	113		280,900	316,800		
	114		281,200	317,100		
	115		281,400	317,400		
	116		281,600	317,600		
	117		281,900	317,800		
	118		282,200	318,100		
	119		282,500	318,400		
	120		282,700	318,600		
	121		282,900	318,800		
	122		283,100	319,100		
	123		283,400	319,400		
	124		283,700	319,600		
	125		283,900	319,800		
	126		284,100	320,100		
	127		284,400	320,400		
	128		284,700	320,600		
	129		284,900	320,800		
	130		285,100			
	131		285,400			
	132		285,700			
	133		285,900			
	134		286,100			
	135		286,400			
	136		286,700			
	137		286,900			
再雇用職員		156,400	172,100	192,400	200,400	224,100

備考 この表は、技術職員（自動車運転手、調理師及び守衛の業務に従事する者に限る。）に適用する。

別表第3(第11条関係)教育職本給表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200	580,500
	2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400	587,500
	3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900	593,300
	4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300	598,200
	5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500	602,100
	6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200	605,000
	7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700	607,200
	8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900	609,200
	9	250,500	290,000	366,500	417,300	542,500	
	10	252,300	291,900	368,500	418,300	547,700	
	11	254,100	293,700	370,500	419,400	552,300	
	12	255,900	295,600	372,400	420,500	556,600	
	13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700	
	14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500	
	15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200	
	16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600	
	17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600	
	18	265,200	308,000	381,600	426,700		
	19	266,500	310,700	382,800	427,800		
	20	267,900	313,300	384,100	428,900		
	21	269,200	315,900	385,400	429,900		
	22	270,500	318,300	386,600	431,000		
	23	271,900	320,700	387,800	432,100		
	24	273,200	322,900	388,900	433,200		
	25	274,700	325,100	390,000	434,100		
	26	276,300	327,100	391,300	435,200		
	27	277,900	329,100	392,600	436,200		
	28	279,500	331,100	393,900	437,200		
	29	281,000	333,100	395,100	438,100		
	30	282,700	335,000	396,400	439,200		
	31	284,400	336,900	397,700	440,200		
	32	286,200	338,800	398,900	441,300		
	33	288,000	340,600	400,100	442,300		
	34	289,200	342,500	401,300	443,500		
	35	290,400	344,400	402,500	444,600		
	36	291,500	346,300	403,600	445,800		
	37	292,500	348,000	404,600	446,500		
	38	293,500	349,200	405,800	447,400		
	39	294,500	350,300	406,900	448,300		
	40	295,500	351,300	407,900	449,100		
	41	296,400	351,800	409,000	449,900		
	42	297,500	352,200	410,200	450,800		
	43	298,600	352,600	411,300	451,600		
	44	299,500	352,900	412,400	452,300		
	45	300,400	353,400	413,300	453,000		
	46	301,400	353,900	414,300	453,900		
	47	302,300	354,400	415,300	454,800		
	48	303,200	354,700	416,200	455,700		
	49	304,100	355,000	417,400	456,600		
	50	304,500	355,300	418,700	457,500		
	51	304,900	355,600	420,100	458,500		

	52	305,300	355,900	421,400	459,400		
	53	305,700	356,300	422,200	460,400		
	54	306,100	356,600	423,200	461,400		
	55	306,400	357,000	424,200	462,300		
	56	306,700	357,300	425,300	463,300		
	57	307,100	357,600	426,200	464,200		
	58	307,500	358,000	426,900	465,100		
	59	308,000	358,300	427,700	466,000		
	60	308,300	358,700	428,400	467,000		
	61	308,600	359,000	429,100	467,800		
	62	308,900	359,300	429,900	468,200		
	63	309,200	359,700	430,700	468,800		
	64	309,600	360,000	431,300	469,400		
	65	310,000	360,300	431,900	470,100		
	66	310,300	360,700	432,400	470,800		
	67	310,700	361,000	432,800	471,100		
	68	311,000	361,400	433,200	471,700		
	69	311,400	361,800	433,500	472,100		
	70	311,700	362,100	433,800	472,500		
	71	312,100	362,500	434,100	472,800		
	72	312,500	362,900	434,500	473,100		
	73	312,800	363,200	434,800	473,400		
	74	313,100	363,600	435,100	473,700		
	75	313,500	364,000	435,500	474,000		
	76	313,800	364,400	435,900	474,300		
	77	314,100	364,700	436,200	474,600		
	78	314,400	365,100	436,500	475,000		
	79	314,800	365,500	436,900	475,300		
	80	315,100	366,000	437,200	475,600		
	81	315,400	366,500	437,500	475,900		
	82	315,700	367,100	437,900	476,300		
	83	316,000	367,800	438,200	476,600		
	84	316,400	368,400	438,500	476,900		
	85	316,700	369,000	438,800	477,200		
	86	317,100	369,600	439,100			
	87	317,500	370,200	439,300			
	88	317,900	370,800	439,600			
	89	318,200	371,300	439,900			
	90	318,500	371,700	440,200			
	91	318,800	372,000	440,400			
	92	319,200	372,400	440,700			
	93	319,600	372,800	441,000			
	94	320,000	373,200	441,300			
	95	320,400	373,600	441,600			
	96	320,800	374,000	441,900			
	97	321,200	374,600	442,200			
	98	321,700	375,100	442,500			
	99	322,200	375,500	442,800			
	100	322,800	376,000	443,100			
	101	323,100	376,400	443,400			
	102	323,400	376,900	443,700			
	103	323,600	377,200	444,000			
	104	323,900	377,500	444,300			
	105	324,200	378,000	444,500			

	106	324,500	378,400				
	107	324,800	378,900				
	108	325,000	379,400				
	109	325,300	379,800				
	110	325,600	380,300				
	111	325,900	380,700				
	112	326,300	381,100				
	113	326,600	381,500				
	114	326,900	381,900				
	115	327,200	382,300				
	116	327,500	382,700				
	117	327,700	383,100				
	118	328,000	383,500				
	119	328,400	383,900				
	120	328,800	384,300				
	121	329,000	384,600				
	122	329,300	385,000				
	123	329,600	385,400				
	124	330,000	385,700				
	125	330,200	386,100				
	126	330,400	386,600				
	127	330,700	387,100				
	128	331,000	387,500				
	129	331,200	387,900				
	130	331,500	388,400				
	131	331,900	388,900				
	132	332,100	389,400				
	133	332,300	389,900				
	134	332,600	390,400				
	135	332,900	390,900				
	136	333,100	391,400				
	137	333,300	391,900				
	138	333,500	392,400				
	139	333,700	392,900				
	140	334,000	393,400				
	141	334,400	393,900				
	142	334,700					
	143	335,000					
	144	335,300					
	145	335,700					
	146	336,000					
	147	336,200					
	148	336,500					
	149	336,800					
	150	337,100					
	151	337,400					
	152	337,600					
	153	337,900					
	154	338,200					
	155	338,500					
	156	338,800					
	157	339,000					
再雇用職員		203,400	236,300	266,700	286,300	341,700	365,500

備考 この表は、大学に勤務する教育職員に適用する。

別表第4(第11条関係)教育職本給表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	212,900	259,800	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	419,600	
	23	257,700	294,800	421,000	
	24	258,900	296,900	422,300	
	25	260,100	298,900	423,900	
	26	261,300	300,800	425,300	
	27	262,500	302,700	426,600	
	28	263,700	304,500	428,000	
	29	264,800	306,300	429,400	
	30	265,800	308,200	430,700	
	31	266,900	310,000	432,200	
	32	267,900	311,700	433,700	
	33	269,000	313,400	435,300	
	34	270,100	315,200	436,700	
	35	271,300	316,900	438,300	
	36	272,600	318,500	439,800	
	37	273,800	320,100	441,500	
	38	274,900	321,800	443,000	
	39	276,100	323,600	444,600	
	40	277,200	325,300	446,200	
	41	278,500	326,600	447,700	
	42	279,500	328,500	449,200	
	43	280,500	330,300	450,400	
	44	281,400	332,000	451,600	
	45	282,000	333,600	452,800	
	46	282,800	335,500	454,100	
	47	283,600	337,200	455,300	
	48	284,400	338,900	456,500	
	49	285,100	340,600	457,600	
	50	285,900	342,300	458,800	
	51	286,600	344,000	460,000	

52	287, 400	345, 700	461, 200
53	288, 200	347, 400	462, 400
54	289, 000	348, 700	463, 600
55	289, 700	350, 000	464, 800
56	290, 500	351, 300	466, 000
57	291, 200	352, 800	467, 100
58	291, 800	354, 400	467, 700
59	292, 600	355, 900	468, 200
60	293, 400	357, 500	468, 700
61	294, 100	358, 900	469, 200
62	294, 700	360, 500	
63	295, 500	362, 100	
64	296, 100	363, 500	
65	297, 100	365, 000	
66	297, 900	366, 600	
67	298, 600	368, 200	
68	299, 300	369, 700	
69	299, 900	371, 200	
70	300, 600	372, 800	
71	301, 300	374, 300	
72	302, 000	375, 800	
73	302, 700	377, 300	
74	303, 400	378, 900	
75	304, 100	380, 500	
76	304, 600	382, 000	
77	305, 200	383, 400	
78	305, 800	384, 800	
79	306, 500	386, 200	
80	307, 100	387, 500	
81	307, 600	388, 800	
82	308, 200	390, 200	
83	308, 900	391, 500	
84	309, 600	392, 800	
85	310, 200	393, 900	
86	311, 000	395, 300	
87	311, 700	396, 600	
88	312, 300	397, 900	
89	313, 000	399, 100	
90	313, 800	400, 400	
91	314, 600	401, 500	
92	315, 400	402, 700	
93	315, 900	403, 900	
94	316, 700	405, 000	
95	317, 500	406, 200	
96	318, 300	407, 400	
97	318, 900	408, 800	
98	319, 600	409, 800	
99	320, 400	410, 800	
100	321, 100	411, 800	
101	321, 900	412, 700	
102	322, 700	413, 700	
103	323, 600	414, 800	
104	324, 400	415, 900	
105	325, 000	416, 600	
106	325, 800	417, 500	

	107	326, 600	418, 400		
	108	327, 400	419, 300		
	109	328, 100	420, 100		
	110	328, 500	420, 900		
	111	328, 800	421, 700		
	112	329, 300	422, 500		
	113	329, 800	423, 100		
	114	330, 200	423, 800		
	115	330, 600	424, 500		
	116	331, 000	425, 200		
	117	331, 500	425, 800		
	118	332, 000	426, 300		
	119	332, 400	426, 600		
	120	332, 900	426, 900		
	121	333, 400	427, 200		
	122	333, 800	427, 500		
	123	334, 200	427, 800		
	124	334, 700	428, 000		
	125	335, 200	428, 200		
	126	335, 500	428, 500		
	127	335, 800	428, 800		
	128	336, 100	429, 000		
	129	336, 300	429, 200		
	130	336, 600	429, 500		
	131	336, 900	429, 800		
	132	337, 100	430, 000		
	133	337, 300	430, 200		
	134	337, 500	430, 500		
	135	337, 700	430, 800		
	136	338, 000	431, 000		
	137	338, 300	431, 200		
	138	338, 500	431, 500		
	139	338, 800	431, 800		
	140	339, 100	432, 000		
	141	339, 300	432, 200		
	142	339, 500	432, 500		
	143	339, 800	432, 800		
	144	340, 000	433, 000		
	145	340, 300	433, 200		
	146	340, 500			
	147	340, 800			
	148	341, 100			
	149	341, 300			
	150	341, 500			
	151	341, 800			
	152	342, 100			
	153	342, 300			
再雇用職員		205, 300	259, 900	281, 500	295, 600

備考（一）この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員
（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭）
に適用する。

（二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員
の本給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5(第11条関係)教育職本給表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	212,900	234,000	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	388,500	
	23	257,700	272,500	389,700	
	24	258,900	273,700	390,800	
	25	260,100	275,000	391,800	
	26	261,200	276,700	393,000	
	27	262,300	278,400	394,100	
	28	263,400	280,100	395,200	
	29	264,600	281,800	396,300	
	30	265,700	283,800	397,500	
	31	266,800	286,000	398,700	
	32	267,800	288,200	399,800	
	33	268,900	290,400	400,800	
	34	269,900	292,600	401,900	
	35	270,900	294,800	403,100	
	36	272,000	296,900	404,300	
	37	273,200	298,900	405,500	
	38	274,100	300,800	406,800	
	39	275,100	302,700	407,900	
	40	276,200	304,500	409,100	
	41	277,400	306,300	410,200	
	42	278,500	308,200	411,500	
	43	279,600	310,000	412,500	
	44	280,700	311,700	413,600	
	45	281,600	313,400	414,800	
	46	282,400	315,200	416,000	
	47	283,200	316,900	417,200	
	48	284,000	318,500	418,400	
	49	284,600	320,100	419,500	
	50	285,400	321,800	420,500	
	51	286,100	323,600	421,800	

52	286,800	325,300	423,000
53	287,600	326,600	424,200
54	288,400	328,500	425,300
55	289,000	330,300	426,400
56	289,700	332,000	427,500
57	290,400	333,600	428,500
58	291,200	335,500	429,700
59	292,000	337,200	430,900
60	292,600	338,900	432,100
61	293,200	340,600	432,700
62	293,900	342,300	433,500
63	294,600	344,000	434,200
64	295,100	345,700	434,700
65	295,800	347,400	435,000
66	296,500	348,700	435,300
67	297,100	350,000	435,700
68	297,700	351,300	436,100
69	298,400	352,800	436,400
70	299,100	354,300	436,800
71	299,700	355,800	437,100
72	300,400	357,300	437,400
73	300,900	358,600	437,700
74	301,500	360,100	438,000
75	302,200	361,600	438,300
76	302,700	363,000	438,600
77	303,300	364,400	438,800
78	303,900	365,900	439,100
79	304,500	367,400	439,400
80	305,100	368,900	439,600
81	305,600	370,200	439,800
82	306,100	371,500	
83	306,700	372,800	
84	307,300	374,000	
85	307,700	375,200	
86	308,100	376,400	
87	308,600	377,500	
88	309,100	378,600	
89	309,500	379,600	
90	310,000	380,700	
91	310,400	381,800	
92	310,900	382,900	
93	311,200	384,000	
94	311,700	385,100	
95	312,200	386,100	
96	312,600	387,200	
97	312,900	388,200	
98	313,300	389,200	
99	313,700	390,100	
100	314,100	391,000	
101	314,500	391,800	
102	314,800	392,800	
103	315,100	393,600	
104	315,400	394,500	
105	315,600	395,300	

	106	315,900	396,200		
	107	316,200	397,100		
	108	316,400	398,000		
	109	316,600	398,800		
	110	316,800	399,800		
	111	317,100	400,700		
	112	317,400	401,600		
	113	317,600	402,200		
	114	317,800	403,100		
	115	318,000	404,000		
	116	318,300	404,900		
	117	318,600	405,700		
	118	318,800	406,400		
	119	319,100	407,200		
	120	319,400	408,000		
	121	319,600	408,600		
	122	319,800	409,300		
	123	320,000	410,000		
	124	320,300	410,600		
	125	320,600	411,200		
	126		411,900		
	127		412,400		
	128		413,000		
	129		413,600		
	130		414,200		
	131		414,700		
	132		415,200		
	133		415,500		
	134		415,800		
	135		416,000		
	136		416,300		
	137		416,600		
	138		416,900		
	139		417,200		
	140		417,500		
	141		417,800		
	142		418,100		
	143		418,400		
	144		418,700		
	145		418,900		
	146		419,200		
	147		419,500		
	148		419,700		
	149		419,900		
	150		420,200		
	151		420,500		
	152		420,700		
	153		420,900		
	154		421,200		
	155		421,500		
	156		421,700		
	157		421,900		
再雇用職員		192,300	253,100	263,800	280,600

備考（一）この表は、小学校、中学校又は幼稚園に勤務する教育職員

(校(園)長, 副校(園)長, 教頭, 主幹教諭, 教諭, 養護教諭及び
栄養教諭)に適用する。

- (二) この表の適用を受ける職員のうち, その職務の級が3級である職員
の本給月額, この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6(第11条関係)医療職本給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俵	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900		
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100		
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400		
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700		
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900		
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800			
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500			
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100			

	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500			
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000			
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600			
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200			
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600			
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100			
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600			
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100			
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700			
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200			
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800			
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400			
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900			
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400			
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800			
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200			
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500			
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000			
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400			
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800			
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200			
	78	265,000	301,000	338,100	359,700				
	79	265,300	301,200	338,500	359,900				
	80	265,500	301,500	339,000	360,200				
	81	265,700	301,800	339,500	360,700				
	82	266,000	302,000	339,800	361,000				
	83	266,300	302,300	340,000	361,300				
	84	266,500	302,600	340,300	361,600				
	85	266,700	302,800	340,700	362,000				
	86		303,000	341,100	362,300				
	87		303,200	341,400	362,600				
	88		303,400	341,700	362,900				
	89		303,800	342,000	363,300				
	90		304,000	342,200	363,600				
	91		304,200	342,600	363,800				
	92		304,400	342,900	364,100				
	93		304,800	343,100	364,400				
	94		305,000	343,400	364,800				
	95		305,200	343,700	365,200				
	96		305,500	343,900	365,600				
	97		305,800	344,100	366,100				
	98		306,000	344,400	366,500				
	99		306,200	344,700	366,900				
	100		306,500	344,900	367,300				
	101		306,800	345,100	367,800				
	102		307,000	345,300					
	103		307,200	345,700					
	104		307,500	345,900					
	105		307,800	346,100					
	106			346,400					
	107			346,800					
	108			347,200					
	109			347,400					
再雇用職員		160,000	184,600	208,400	220,600	241,900	253,700	277,100	309,900

備考 この表は、技術職員(栄養士、学校薬剤師及び診療エックス線技師)に適用する。

別表第7(第11条関係)医療職本給表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	

56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900	
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500	
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100	
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800	
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400	
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100	
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600	
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200	
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700	
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100	
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700	
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100	
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400	
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700	
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200	
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600	
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900	
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200	
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700	
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200	
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600	
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900	
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300	
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800	
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200	
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600	
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900		
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500		
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000		
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300		
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800		
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100		
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400		
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000		
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500		
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000		
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500		
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100		
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600		
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100		
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500		
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100		
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600		
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100		
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600		
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200		
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600		
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100		
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600		
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200		
110	306, 500	337, 800	372, 400			
111	306, 700	338, 100	372, 900			
112	307, 000	338, 400	373, 300			
113	307, 300	338, 700	373, 700			

	114	307,500	339,100	374,100				
	115	307,800	339,400	374,600				
	116	308,000	339,700	375,100				
	117	308,300	339,900	375,500				
	118	308,500	340,200	376,000				
	119	308,800	340,500	376,500				
	120	309,100	340,700	377,000				
	121	309,400	340,900	377,300				
	122	309,700	341,200					
	123	310,000	341,500					
	124	310,300	341,800					
	125	310,500	342,000					
	126	310,700	342,300					
	127	311,000	342,600					
	128	311,400	342,800					
	129	311,600	343,000					
	130	311,900	343,200					
	131	312,200	343,500					
	132	312,600	343,700					
	133	312,800	344,000					
	134	313,100	344,400					
	135	313,400	344,800					
	136	313,700	345,200					
	137	313,900	345,500					
	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
再雇用職員		193,900	210,800	226,300	234,700	244,900	268,900	287,500

備考 この表は、技術職員(看護師及び保健師)に適用する。